

中国国外投資者が受領する配当を原資とした国内再投資に係る源泉税減免制度

April 2026

In brief

中国では2025年6月に、国外投資者が国内居住者企業から受領する配当を国外に送金せずに国内に直接投資する場合に適用される源泉税減免制度が、時限的に導入されました。本制度は、2025年1月1日から2028年12月31日の間に行われた直接投資を対象としています。再投資額の10%を限度として、将来、国内直接投資のもととなる配当を支払った企業から受領する配当、利息またはロイヤルティ等に係る源泉税を減免するものです。

当該源泉税減免制度は、国外投資者に対して新たに実施される優遇税制度であり、2018年1月1日から施行されている、国外投資者が受領する配当を原資として中国国内へ再投資した場合の源泉税繰延制度とは別個のものとなります。しかし、源泉税減免制度および源泉税繰延制度双方の要件を充足する場合には併用が可能となります。なお、源泉税減免制度における当年度の減免枠が使用しきれない場合には、翌年度以降への繰越が認められています。

本ニュースレターでは、源泉税減免制度の概要および実際の適用事例について解説します。

In detail

(1) 源泉税減免制度の概要

源泉税減免制度の要件として、中国国外投資者が受領する配当を原資として中国国内企業への直接投資(※1)を行うこと、および配当を支払った国内企業から直接投資先企業への資金の直接移転が求められており、これらは現行の源泉税繰延制度と共通します。一方、現行の源泉税繰延制度と相違する点について、下表にまとめました。

項目		源泉税減免制度	源泉税繰延制度
① 税込優遇内容		<ul style="list-style-type: none"> 再投資額の10%(租税条約の適用税率が10%未満の場合はその比率)に基づき、再投資日以後に配当を支払った企業から受領する配当・利息・ロイヤルティ等(法定源泉徴収項目)に係る源泉税を減免します。 当年度の源泉税減免枠の未使用分は翌年度以降に繰越可能です。 源泉税繰延制度と併用可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> 配当源泉税を一時的に免除し、繰り延べます。
② 適用期間		<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月1日から2028年12月31日までに行われた直接投資が対象です。 公告公布日(2025年6月27日)前の当年度の投資についても遡及適用が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年1月1日より施行されています。適用期限の規定はありません。
③ 適用要件	業種	<ul style="list-style-type: none"> 直接投資先企業が「外商投資奨励産業目録」に記載された全国外商投資奨励業種(※2)に従事する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 禁止項目や禁止分野以外であれば適用可能です。
	投資期間	<ul style="list-style-type: none"> 投資期間が連続5年(60カ月)以上であることが必要です。 再投資時期と保有期間認定は商務主管部門の「利益再投資状況表」に記載された再投資月から起算します。 	
	申請管理	<ul style="list-style-type: none"> 直接投資先企業が商務統一プラットフォームに情報を報告します。 省級の商務・財政・税務部門が確認し、全国単一コードの「利益再投資状況表」を発行します。 支払配当企業は源泉時に減免申告します。 税務機関は台帳管理・事後管理を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 配当を支払う企業の所轄税務機関へ繰延届出を行います。
④ 再投資した持分を譲渡等した場合の取扱い		<ul style="list-style-type: none"> 投資が5年を経過した後に、再投資した持分を譲渡等する場合、減免枠を使用して免除された源泉税について納税する義務は生じません。仮に減免枠の未使用額がある場合には、源泉税繰延制度において納税義務が追加で生じる源泉税に充当することが可能です。 投資期間が5年未満において、再投資した持分の一部もしくは全部を譲渡等する場合には、比率に応じて減免枠が減額し、過年度において減免された源泉税のうち減額後の減免枠を超過するものに対して納税義務が生じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り延べられた源泉税に対して納税義務が生じます。

出所:「国外投資者による分配利益の直接投資に係る税額減免政策に関する公告」(財政部 税務総局 商務部公告 2025年2号)、「国外投資者による分配利益の直接投資に係る税額減免政策の関連事項に関する公告」(国家税務総局公告 2025年18号)、「国外投資者による分配利益の直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲拡大に関する通知」(財税(2018)102号)

※1 国内居住者企業への直接投資には、中国の国外投資者が国内に所在する利益配当企業または他の中国関連企業への増資、国内居住者企業の新規設立または非関連者からの国内居住者企業の持分取得等が含まれます。

※2 全国外商投資奨励業種には、主にハイテク・先端製造業、グリーン・低炭素産業、現代サービス業(ソフトウェア開発、サプライチェーンマネジメント等)、農業現代化、デジタル経済インフラ等が含まれます。

(2) 源泉税減免制度の適用事例

当該源泉税減免制度の施行後、実際の適用事例がいくつか見受けられます。以下、中国税務当局のウェブサイトにおいて公表された二つの適用事例を紹介します。

項目	事例 1	事例 2
① 適用時期	<ul style="list-style-type: none">2025 年 11 月以降	<ul style="list-style-type: none">2025 年 7 月以降
② 所属地域	<ul style="list-style-type: none">上海市	<ul style="list-style-type: none">江蘇省
③ 事例概要	<ul style="list-style-type: none">2025 年 4 月、ドイツ親会社が中国子会社の 2023 年度の受取配当を原資として当該中国子会社に対し約 35,472 千円の増資を実施しました。当該中国子会社は 2025 年末までにドイツ親会社へ 2024 年度の配当可能利益を原資とする配当 37,000 千円を配当決議し、支払う予定でした。上記の 37,000 千円の支払配当に対する源泉税減免制度の適用可否について所轄税務局に事前裁定を申請しました。所轄税務局は、所定の申請承認書類の取得要件を充足していることをもって源泉税減免制度が適用可能である裁定を下しました。	<ul style="list-style-type: none">韓国親会社が 2021 年以降、複数回にわたって中国子会社に配当を原資として中国子会社へ再投資してきました。配当金額は合計約 41.25 億元に達していました。2025 年 6 月の源泉税減免制度施行後、税務当局の指導の下、2025 年 2 月に行った配当による再投資について、源泉税減免制度施行前にもかかわらず、源泉税減免が適用されることとなりました。

The takeaway

源泉税減免制度は、施行後に複数の企業に活用されており、中国国内において事業投資を行う予定がある場合、本源泉税減免制度を活用することにより、その後の税負担を軽減し得るものといえます。一方で、時限的な優遇措置であること、および投資先が奨励業種に限定されること、さらに、配当企業ごとに源泉税減免枠管理など運用要件が厳格であること等について留意が必要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

ディレクター
佐々木 敏子

シニア マネージャー
丁 琪忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

上海事務所
パートナー
淵澤 高明

上海事務所
シニア マネージャー
松島 伸帆

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.